

成年年齢引下げに伴う弊害防止のための 実効性ある施策の実現を求める会長声明

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」(平成30年法律第59号。以下「本法律」という。)の令和4年4月1日の施行日まで半年となった。

我が国においては高校への進学率が高く、多くの者は高校卒業まで保護者の庇護の下にあり、高校卒業を機に社会との接点が増え、社会性を身につけ、自立していく。本法律によって成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、令和4年4月1日時点で、18歳以上20歳未満の者は、その日に成年に達することになる。これまで、高校を卒業したばかりの18歳、19歳の若年者は民法の定める未成年者取消権により保護されてきたが、本法律の施行により未成年者取消権を失い、悪質商法等の消費者被害の標的となることが強く懸念される。

民法の成年年齢引下げについての平成21年10月の法制審議会の意見は、成年年齢の18歳への引下げを適当としながらも、その条件として、①若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれを解決する施策が実現されること、②施策の効果が十分に発揮されること、③施策の効果が国民の意識として現れることを掲げていた。この意見を受けて平成30年の通常国会に法案が提出されたが、同国会での審議において参考人の多くが認めたように、条件整備のほとんどがいまだ達成されていなかったため、本法律の施行日は、成立後3年10か月という異例の長期の準備期間をおいた令和4年4月1日とされた。

また、本法律成立に際しては、参議院法務委員会において全会一致で附帯決議がなされたが、そこでは、①知識、経験、判断力の不足など消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して勧誘し契約を締結させた場合における消費者の取消権（いわゆるつけ込み型不当勧誘取消権）を創設すること（法成立後2年以内）、②若年者の消費者被害を防止し救済を図るために必要な法整備を行うこと（法成立後2年以内）、③マルチ商法等への対策について検討し、必要な措置を講ずること、④消費者教育の充実を図ること、⑤18歳、19歳の若年者への周知徹底や社会的周知のための国民キャンペーン実施を検討すること、⑥施行日までに措置の実施、効果、国民への浸透について検討し、その状況を公表することなどが求められた。これらは、本法律が法制審議会の示した前提条件を達成しないまま成立したという状況を踏まえ、施行までに必ず実現しなければならない施策として示されたものであった。

しかし、成立から3年余りが経過し、施行までわずか6か月余りとなった現時点においても、それら施策はいまだに十分なものとはいえない。特に、18歳、19歳の若年者が未成年者取消権を喪失することによる若年者の消費者被害拡大に対応するために必要不可欠な施策である、つけ込み型不当勧誘取消権の創設は、未だに目途も立っていない。また、消費者教育についても、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン」等が実施され、実際に教育の現場でも消費者庁作成の冊子「社会への扉」を利用した授業が実施されているものの、未だ十分なものとは言えず、さらに、成年年齢引下げ自体の周知はされていても、その弊害としての未成年者取消権の喪失による消費者被害拡大のおそれについての周知徹底がなされているとは言い難い。

当会は、平成29年9月22日、「民法の成年年齢引下げに反対する会長声明」を公表して、18歳、19歳の若年者の消費者被害の増加への懸念等を指摘し、成年年齢引下げの問題は、多面的かつ十分な時間をかけた国民的議論を経て決定されるべきであるとして、成年年齢の引下げに反対する旨の意見を述べたが、その後本法律が成立した。

当会は今般、上記の成年年齢引下げに関する現状を踏まえ、附帯決議に示された施策の全てを実現することを求めるものである。

令和3年9月30日
愛媛弁護士会
会長 小川佳和
(公印省略)